

## 国立大学法人鹿屋体育大学個人情報保護規則

改正 

令和4年8月1日
規則第40号
令和4年9月29日
規則第45号
令和4年11月10日
規則第58号
令和5年3月16日
規則第13号
令和6年12月9日
規則第21号
令和7年1月16日
規則第1号

国立大学法人鹿屋体育大学個人情報保護規則(平成17年規則第2号)の全部を改正する。

### 目次

- 第1章 総則(第1条—第2条)
- 第2章 個人情報における安全管理体制(第3条—第17条)
- 第3章 個人情報の取扱い(第18条—第23条)
- 第4章 個人情報の利用及び管理(第24条—第33条)
- 第5章 業務委託(第34条—第35条)
- 第6章 特定個人情報の特則(第36条—第47条)
- 第7章 行政機関等との連携(第48条—第49条)
- 第8章 その他(第50条—第52条)
- 附則

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「施行令」という。)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「保護委員会規則」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学が保有する個人情報の取扱いについて遵守すべき事項並びに個人情報の適切な取得、利用、管理及び保存等に関する必要な事項を定める。

##### (定義)

第2条 この規則において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。))で作られる記録をいう。)に記載、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それによ

り特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

- (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この規則において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、施行令で定めるものをいう。
  - (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
  - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この規則において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして施行令第2条各号に定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この規則において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 5 この規則において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
  - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
  - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 6 この規則において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。
  - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
  - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 7 この規則において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 8 この規則において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして施行令第4条第1項各号に定めるものを除く。）をいう。
  - (1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- 9 この規則において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供しているものをいう。ただし次に掲げるものを除く。
  - (1) 国の機関
  - (2) 地方公共団体

- (3) 独立行政法人等（法別表第二に掲げる法人を除く。）
- (4) 地方独立行政法人等（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）
- 10 この規則において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 11 この規則において「個人関連情報データベース等」とは、個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして施行令で定めるものをいう。
- 12 この規則において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報データベース等を事業の用に供している者で、第9項各号に掲げる者を除く。
- 13 この規則において「保有個人情報」とは、本学の役員又は職員若しくはその職にあった者並びに派遣労働者等（以下「役職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、役職員等が組織的に用いるものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、国立大学法人鹿屋体育大学法人文書管理規程（平成23年規程第12号。以下「文書管理規程」という。）第2条第1号に定める法人文書に記録されているものに限るものとする。
- 14 この規則において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 15 この規則において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。
- (1) 第31条第1項の規定に基づき、法第75条第1項に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）に掲載するものであること。
- (2) 本学に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の情報公開法第3条による開示の請求があったとしたならば、本学が次のいずれかを行うこととなるものであること。
- イ 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。
- ロ 情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。
- (3) 本学の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、法第116条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。
- 16 この規則において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、これに含まれる行政機関等匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にできるものを含むもの
- 17 この規則において「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- 18 この規則において「特定個人情報」とは、番号法第2条第8項の規定により個人番号をその内

容に含む個人情報をいう。

- 19 この規則において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- 20 この規則において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項から第3項までの規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- 21 この規則において「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第4項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- 22 この規則において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 23 この規則において「個人番号事務取扱担当者」とは、本学における個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務に従事する者（個人番号が付された書類等を受領する担当者を含む。）をいう。
- 24 この規則において「学術研究機関等」とは、大学その他の「学術研究」を主な事業の目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。ただし、主に製品開発を目的とした活動は学術研究といわない。
- 25 この規則において「事務組織」とは本学事務局の各課及び室（監査室を含む。）をいう。
- 26 この規則において「系」とは各教員組織の系をいう。

## 第2章 個人情報における安全管理体制

### （管理体制）

第3条 本学は個人情報の管理を適切に行い、この規則の目的を達成するため、次の各号に掲げる者を置き、当該各号に掲げる者を充てる。

- (1) 総括保護管理者 理事（組織・運営担当）
  - (2) 保護管理者 事務組織においては各課長、室長（監査室長を含む。以下同じ。）。系においては系主任。スポーツイノベーション推進機構においては機構長。学内共同教育研究施設（保健管理センターを含む。以下「共同教育研究施設等」という。）においては共同教育研究施設等の長
  - (3) 保護担当者 事務組織においては各課の副課長（副課長を置かない課にあつては、当該課の課長が指名する係長等）、室長が指名する係長等。系、スポーツイノベーション推進機構又は共同教育研究施設等においては各組織に属する教員
  - (4) 個人番号事務取扱担当者 特定個人情報等を取り扱う事務に従事する者
  - (5) 監査責任者 監査室長
- 2 総括保護管理者は、個人情報の管理に関する業務を総括し、次の業務を行う。
- (1) 役職員等に対し、個人情報の取扱いについて理解するための教育研修を実施する。
  - (2) 安全対策の周知徹底に努め、又これを実施する。
  - (3) 適切な苦情処理対応等の措置を講じる。
  - (4) 漏えい、毀損、滅失等（以下「漏えい等」という。）の事案が発生した場合は、関係職員等を構成員とする調査委員会を設置することができる。
- 3 保護管理者は、次の業務を行う。
- (1) 当該組織における個人データの適切な管理のために必要な措置を講じ、個人データの安全確保に努める。
  - (2) 個人データを情報システムで取り扱う場合、鹿屋体育大学情報セキュリティ対策基本方針（令和4年9月15日学長裁定。）並びに鹿屋体育大学情報セキュリティ対策基本規程（令和4年規程第20号。）に基づき当該情報システムの管理者と連携して安全管理措置を講ずる。
  - (3) 個人データを複数の部署で取り扱う場合の当該組織における業務分担及び責任を明確にする。
  - (4) 個人データの秘匿性等その内容に応じて、当該個人データを取り扱う権限を有する職員等の範囲と権限の内容を、当該職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものを確認する。

- 4 保護担当者は、次の業務を行う。
  - (1) 保護管理者を補佐し、当該組織における個人データ（特定個人情報等を除く。）の取得、保管、利用、提供、開示、訂正、利用停止、廃棄、削除又は委託処理等、個人データを取り扱う業務に従事する際、法令、本規則並びに総括保護管理者及び保護管理者の指示した事項に従い、個人データの保護に十分な注意を払いながら業務を行う。
  - (2) 個人データの漏えい等、法令等及び本規則に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに保護管理者に報告する。
- 5 特定個人情報等を取り扱う事務を所掌する保護管理者は、当該課又は室内において個人番号事務取扱担当者を指定する。なお、その役割等については別に定める。
- 6 監査責任者は、個人情報の取扱状況について点検し、適法かつ適切に行われているかについて監査する。

#### （適正管理）

第4条 保護管理者は、本学における個人情報、個人データの安全性及び正確性を維持するため、管理する個人データの取扱いについて、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 正確かつ最新の情報を保つこと。
  - (2) 不要になった情報の消去
  - (3) 紛失、毀損、破壊その他の事故の防止
  - (4) 改ざん及び漏えいの防止
  - (5) 利用目的の達成に必要な範囲内の取得、個人データの正確性及び最新の情報への更新・確保に努めることの指示
  - (6) 役職員等に対する必要かつ適切な教育・研修の機会の付与及び監督
- 2 保護管理者は、個人データを取り扱う業務の全部又は一部を委託する場合は、前項の措置を準ずることとし、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行う。
  - 3 保護管理者は、個人情報データベース等の秘匿性等その取扱状況に応じて、当該個人情報データベース等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、アクセス記録を定期的に分析し、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。
  - 4 保護管理者は、個人情報データベース等の秘匿性等その取扱状況及びその量に応じて、当該個人情報データベース等への不適切なアクセスの監視のために必要な措置を講ずる。
  - 5 個人番号事務取扱担当者は、個人番号が記載された書類等の受領をした場合、自分の手元に個人番号（個人番号が記された書面の写し、メモ等を含む。）を残してはならない。

#### （役職員等の責務）

第5条 役職員等は、法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人データを取り扱う。

- 2 役職員等は、個人データ等の情報の紛失、漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び役職員等が法令又は規則等に違反している事実又は兆候を把握した場合は、速やかに保護管理者に報告し、適切な措置を講ずる。
- 3 役職員等は、情報システムで取り扱う個人データの重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人データの内容の確認、既存の個人データとの照合等を行う。
- 4 役職員等は、個人データの秘匿性や重要度に応じて、バックアップの作成又は分散保管等の必要な措置を講ずる。
- 5 役職員等は、個人情報データベース等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

#### （学術研究機関の責務）

第6条 学術研究機関としての責務を果たし、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努める。

(情報漏えい等の防止)

第7条 役職員等は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

2 特定個人情報等の保存、インターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等及び情報システムに保存されている特定個人情報の情報漏えい等を防止するため、次の各号における措置を講ずる。

(1) 通信経路における情報漏えい等の防止策として通信経路の暗号化等

(2) 情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止策としてデータの暗号化による保護等

(情報システム室等の管理)

第8条 保護管理者は、個人情報データベース等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、個人データを記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。

3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定め(その定期又は随時の見直しを含む。)、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

4 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。

5 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

(取扱区域及び管理区域)

第9条 特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)に対し、壁、間仕切り等の設置又は座席配置の工夫等を行い、第三者から特定個人情報等を容易に閲覧できないように留意する。

2 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域(以下「管理区域」という。)に対し、次の各号の措置を講ずる。

(1) 管理区域であることを明確にする。

(2) 入退室管理を行う。

(3) 持ち込む機器及び電子媒体等の制限を行う。

(情報システムにおける安全管理措置等)

第10条 保護管理者は、第3条に定める各組織における個人データの適切な管理を確保する任にあたることとし、個人データを情報システムで取り扱う場合、鹿屋体育大学情報セキュリティ対策基本方針並びに鹿屋体育大学情報セキュリティ対策基本規程に基づく取扱いを当該情報システムの管理者と連携して、その任にあたる。

2 保護管理者は、個人情報データベース等の個人番号事務取扱担当者に対して、概ね1年ごとに、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保

に関する事項その他の事項に関する研修を受けさせる。

(情報システムへのアクセス制御等)

- 第11条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その取扱状況（事業の規模及び性質、個人識別の容易性(匿名化の程度等)、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度等を考慮する。以下同じ。）に応じ、アクセスできる職員の範囲と権限の内容を、明確かつ必要最小限の範囲に限定する。
- 2 情報システムの管理者権限を有するユーザーであっても特定個人情報等に直接アクセスできないような措置を講ずる。
  - 3 特定個人情報等を取り扱う情報システムは、ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等の識別方法により、個人番号事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを識別した結果に基づき認証するものとする。
  - 4 個人番号事務取扱担当者が異動等によって変更となった場合には、即時にパスワードを変更、磁気・ICカードを変更する等し、アクセス権の変更設定を行う。

(外部からの不正アクセス等による被害の防止等)

- 第12条 特定個人情報等を取り扱う情報システムの外部ネットワークへの接続を必要最小限とし、外部からの不正操作等防止のため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。
- 2 本学は、次の各号における方法により、特定個人情報等を取り扱う情報システムを不正ソフトウェアから保護するものとする。
    - (1) 情報システムにセキュリティ対策ソフトウェア等を導入する方法
    - (2) 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、不正ソフトウェアの有無を検出し、駆除、削除又は隔離する方法
    - (3) 情報システムが利用するソフトウェア等を最新のバージョン又は最新の修正プログラムを適用した状態にする方法

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

- 第13条 本学は、取扱区域及び管理区域における特定個人情報等を取り扱う電子媒体又は書類等の盗難又は紛失等を防止するため、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

(電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止)

- 第14条 特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持ち運び（特定個人情報等を取扱区域及び管理区域の外へ移動させることをいい、学内での移動も含む。）は、以下に掲げる場合を除き禁止する。
- (1) 個人番号関係事務に係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合
  - (2) 行政機関等への届出書の提出等、本学が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータ又は書類を提出する場合
  - (3) 個人番号事務取扱担当者間において、個人番号関係事務に必要な範囲内で特定個人情報等を移動する場合
- 2 前項により特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合には、以下のいずれかの安全策を講ずる。ただし、行政機関等に届出書をデータで提出するにあたっては、行政機関等が指定する提出方法に従うこと。
    - (1) 安全性の高い電子媒体の利用
    - (2) 持ち運ぶデータの暗号化（「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（令和5年3月30日デジタル庁、総務省及び経済産業省）電子政府推奨暗号リストに掲載されているものに限る。以下同じ。）による保護

- (3) 施錠できる搬送容器の使用
- (4) 追跡可能な移送手段の利用
- (5) 封緘、目隠しシールの貼付

(監査・点検)

第15条 監査責任者は、個人データの適切な管理を検証するため、この規則に定める本学の個人データの管理状況について、定期及び必要に応じ臨時的な監査を行い、その結果を総括保護管理者へ報告する。

- 2 保護管理者は、自らが管理する個人データについて秘匿性等その取扱状況に応じて、定期的に及び必要に応じ臨時的に点検し、総括保護管理者へ報告する。

(評価及び見直し)

第16条 総括保護管理者及び保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

(個人情報の廃棄・削除)

第17条 役職員等は、個人情報を利用する必要がなくなった場合で、法令等において定められている保存期間を経過した場合当該個人情報を速やかに廃棄又は削除しなければならない。

- 2 役職員等は、個人データについて、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに廃棄・削除しなければならない。
- 3 特定個人情報等の廃棄・削除における記録媒体等の管理は次のとおりとする。
  - (1) 特定個人情報等が記録された書類等を破棄する場合、シュレッダーによる裁断、焼却場での焼却・溶解、個人番号部分を復元不可能な程度にマスキングすること等の復元不可能な手段を用いなければならない。
  - (2) 特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いなければならない。
  - (3) 特定個人情報等を取り扱う情報システム又は機器等において特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報を削除する場合、容易に復元できない手段を用いなければならない。

### 第3章 個人情報の取扱い

(利用目的の特定)

第18条 個人情報を取り扱うに当たって、その利用の目的（以下「利用目的」という。）を出来る限り特定しなければならない。

- 2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
- 3 個人情報の適切な管理とその取扱いについて組織として取り組むために基本方針を定め、役職員等に遵守させるとともに公表する。

(利用目的による制限)

第19条 あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該個人情報とを学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（不適正な利用の禁止）

第20条 役職員等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第21条 本学は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

2 本学は、次の各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等から要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本学と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- (7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号に掲げる者その他保護委員会規則で定める以下の者により公開されている場合
  - イ 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関
  - ロ 外国において法第16条第8項に規定する学術研究機関に相当する者
  - ハ 外国において法第57条第1項各号に掲げる者に相当する者
- (8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして施行令で定める場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

第22条 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 本学は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的記録を含む。以下この項において同じ。）に掲載された当該本人の個人情報を取得する

場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示する。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。

- 3 本学は、当該業務の利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的を本人に通知又は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

第23条 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

#### 第4章 個人情報の利用及び管理

(第三者提供の制限)

第24条 次の各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (5) 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
  - (6) 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。本学と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
  - (7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 2 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、この場合において第三者に提供される個人データに要配慮個人情報が含まれているもの、第19条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合はこの限りではない。

- (1) 本学の名称及び住所並びに法人長名
  - (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
  - (3) 第三者に提供される個人データの項目
  - (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
  - (5) 第三者への提供の方法
  - (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
  - (7) 本人の求めを受け付ける方法
  - (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして保護委員会規則で定める事項
- 3 前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者には該当しない。
- (1) 本学の学術研究機関としての業務目的達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
  - (2) 合併その他の事由による事業の継承に伴って個人データが提供される場合
  - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 5 前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同項に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第25条 外国（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として保護委員会規則で定めるものを除く。以下同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの章の規定により本学が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第3項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得るものとする。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 本学は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(個人データの提供に係る記録の作成等)

第26条 本学は、個人データを第三者（第2条第9項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）へ提供する場合は、当該事業の遂行のために必要最小限の範囲に限り提供し、別

に定める様式を利用し、保護管理者の了承を得て行う。ただし、当該個人データの提供が第24条第1項各号又は第4項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第24条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 本学は、前項の記録を、当該記録を作成した日から原則として3年間保存しなければならない。

（個人データの提供を受ける際の確認）

第27条 第三者から個人データ等の提供を受けるときには、当該提供元に対し保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を確認し、別に定める様式を利用し、保護管理者の承認を得て行う。ただし、第24条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は必要としない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 当該第三者による個人データの取得の経緯

(3) 本学が第三者より提供をうけた年月日

2 前項の記録を、当該記録を作成した日から原則として3年間保存しなければならない。

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第28条 第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第24条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ保護委員会規則で定めるところにより確認することをしてしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

(1) 当該第三者が本学から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること

(2) 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること

2 第25条第3項の規定は、前項の規定により本学が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条の規定は、第1項の規定により本学が確認する場合について準用する。この場合において別に定める様式に記録しなければならない。

（仮名加工情報の取扱い）

第29条 業務遂行のため必要な範囲において個人情報データベース等を基に仮名加工情報を作成する場合は、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして保護委員会規則第31条に定める基準に従い個人情報を加工しなければならない。

2 仮名加工情報を作成したとき又は取得したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに当該仮名加工情報の作成に用いた加工方法に関する削除情報について、情報の漏えいを防止するための安全管理のための措置を講じ、不要になった場合は速やかに適切に削除しなければならない。

3 本学は第19条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第18条に規定する利用目的の範囲を超えて仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。

4 仮名加工情報を取得したときは、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を公表しなければならない。また、利用目的の変更を行った場合には、変更後の利用目的を速やかに公表しなければならない。

（仮名加工情報の第三者提供）

第30条 法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはなら

ない。この場合において、第24条第4項中「前各項」とあるのは「第30条第1項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表し」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第26条第1項ただし書中「第24条第1項各号又は第4項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第24条第1項各号のいずれか）」とあり、及び第27条ただし書中「第24条第1項各号又は第24条第4項各号のいずれか」とあるのは、「法令に基づく場合または第24条第4項各号のいずれか」とする。

- 2 法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項において同じ。）を第三者に提供してはならない。この場合において、第24条第4項及び第5項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第4項中「前各項」とあるのは「第30条第2項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」とする。
- 3 第4条第1項第4号及び第6号並びに同条第2項、第50条の規定は、仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第4条第1項第4号中「改ざん及び漏えい」とあるのは、「漏えい」とする。
- 4 仮名加工情報を作成して自ら当該仮名加工情報を取り扱う業務において、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る当該個人を識別するために、削除情報等を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合させてはならない。
- 5 本学は、仮名加工情報を利用し、記載された当該本人への到達行為を一切してはならない。
- 6 仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）及び仮名加工情報である個人データについては、第18条第2項及び第49条の規定は、適用しない。

#### （個人情報ファイル簿の作成及び公表）

- 第31条 保有している個人情報ファイルについて、法第75条に規定する事項を記した個人情報ファイル簿（別紙様式第1号）を作成し、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては適用しない。
    - (1) 役職員等又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（本学が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
    - (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
    - (3) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
    - (4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
    - (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
    - (6) 役職員等が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
    - (7) 本人の数が施行令で定める数である1,000名に満たない個人情報ファイル
    - (8) 前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして施行令で定める個人情報ファイル
  - 3 第1項の規定にかかわらず、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(行政機関等匿名加工情報ファイル)

第32条 前条において作成した保有する個人情報ファイル簿に掲載される個人情報ファイルを基に、該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の一部または全部を、保護委員会規則第62条に定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。)を作成することができる。

- 2 行政機関等匿名加工情報を作成したとき又は取得したときは、その過程に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに当該匿名加工情報の作成に用いた加工方法に関する削除情報について、情報の漏えいを防止するための安全管理のための措置を講じ、不要になった場合は速やかに適切に削除すること。
- 3 行政機関等匿名加工情報を作成した個人情報ファイルの個人情報ファイル簿には、当該ファイルは匿名加工情報が作成・提供されるファイルであることを記載すること。
- 4 本学の保有する行政機関等匿名加工情報の取扱いについては、国立大学法人鹿屋体育大学における行政機関等匿名加工情報の取扱いに関する規程(平成29年規程第10号)に定める。

(個人情報の開示、訂正及び利用停止)

第33条 個人情報の開示、訂正(訂正、追加又は削除をいう。)及び利用停止(利用の停止、消去又は提供の停止をいう。)の取扱いについては、法令等に定めるもののほか、別に定めるところによる。

## 第5章 業務委託

(個人データの業務委託等)

第34条 個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置として、保護管理者の責任において、委託先における責任者、業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理状況等について書面で確認するとともに、次の各号に掲げる事項を明記する。

- (1) 個人データに関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
  - (2) 再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。本条第1項及び第4項において同じ。)の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
  - (3) 個人データの複製等の制限に関する事項
  - (4) 個人データの安全管理措置に関する事項
  - (5) 個人データの漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
  - (6) 委託終了時における個人データの消去及び媒体の返却に関する事項
  - (7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
  - (8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)
- 2 個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限とする。
  - 3 個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る個人データの秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、業務委託前又は少なくとも年1回以上、実地検査等により確認する。
  - 4 委託先において、個人データの取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人データの秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は本学自らが第3項の措置を実施する。個人データの取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
  - 5 個人データの取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘

密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(業務委託の際の措置)

第35条 個人データを提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、個人データの秘匿性等その内容等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

第6章 特定個人情報の特則

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第36条 本学において個人番号を取り扱う事務の範囲は次の各号のとおりとする。

- (1) 役職員等に係る個人番号関係事務
  - イ 給与所得・退職所得の源泉徴収事務
  - ロ 国家公務員共済組合届出・申請事務
  - ハ 健康保険・厚生年金保険届出・申請事務
  - ニ 雇用保険届出・申請事務
  - ホ 財産形成貯蓄制度届出・申請事務
- (2) 役職員等の被扶養配偶者に係る個人番号関係事務
  - イ 国民年金第3号被保険者の届出事務
- (3) 第1号に規定するもの以外の個人に係る個人番号関係事務
  - イ 報酬・料金等の支払調書作成事務

(特定個人情報の範囲)

第37条 前条に基づいて本学が取り扱う特定個人情報等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 役職員等又はその他の個人から、番号法第16条に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、顔写真入りの身分証明書等）及びこれらの写し
  - (2) 本学が行政機関等に提出するために作成した届出書等及びこれらの控え
  - (3) 本学が届出書等を作成する上で職員等又はその他の個人から受領する個人番号が記載された申告書等
  - (4) その他個人番号と関連付けて保存される情報
- 2 前項の事務を行うことができる第3条第1項第4号に定める個人番号事務取扱担当者の業務については別に定める。

(個人番号の提供の要求)

第38条 第36条に定める事務を処理するため必要な場合に限り、その利用目的を明示したうえで個人番号の提供を求めることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることができる。

(本人等の確認)

第39条 個人番号を取得するに当たっては、番号法第16条の規定に基づき、個人番号の確認及び当該人の身元確認を行うものとする。

- 2 代理人については、番号法第16条の規定に基づき、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。
- 3 本人及び代理人から郵送で個人番号の提供を受けるにあたっては、前各項で提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受け、個人番号の確認及び当該人の身元確認、代理権の確認を行うものとする。

(特定個人情報の利用の制限)

第40条 番号法第9条第4項の規定に基づく利用目的の範囲内でのみ特定個人情報を利用するものとする。

- 2 本学は人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないものとする。

(特定個人情報等の保管)

第41条 本学は、第36条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。

- 2 前項において保管する特定個人情報については正確かつ最新の状態で管理・保管するよう努めるものとする。
- 3 本学は、第36条に定める事務を行う範囲における所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、届出書等の書類の再作成等の個人番号関係事務を行うために必要があると認められるため、当該書類及び書類を作成するシステム内において保管することができる。

(特定個人情報ファイルの作成及び制限)

第42条 本学は、前条に基づき第36条に定める事務を処理するために必要な場合において、特定個人情報ファイルを作成することができるものとし、その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報の提供制限)

第43条 本学は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず特定個人情報等を第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の運用状況の記録・確認)

第44条 本学の個人番号事務取扱担当者は、この規則に基づく運用を行うため、特定個人情報等の利用状況等について、別に定める特定個人情報取扱記録簿に記録するものとする。

- 2 保護管理者は、特定個人情報取扱記録簿を一定期間保存し、定期に及び必要に応じ随時に分析等するための体制を整備する。記録については、改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずるとともに、分析等を行う。
- 3 統括保護管理者は、特定個人情報等の利用状況等について、別に定める特定個人情報取扱管理記録簿を使用し、確認するものとする。

(特定個人情報ファイルの取扱状況の確認)

第45条 個人番号事務取扱担当者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するため、別に定める特定個人情報管理台帳に記録し、保護管理者がこれを管理及び保管するものとする。

(特定個人情報等の削除・廃棄)

第46条 第36条に定める事務を行う必要がなくなり、所管法令において定められている保存期間等を経過した場合においては、本学の定める安全管理措置により個人番号を速やかに削除又は廃棄しなければならない。

(特定個人情報保護評価)

第47条 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会 規則第1号）。以下「保護評価規則」という。）で定める特定個人情報保護評価を自ら実施するものとする。

- 2 前項により得られた結果が記載された書面（以下「評価書」という。）について、保護評価規則の定めるところにより個人情報保護委員会へ提出するとともに、速やかに公表するものとする。

## 第7章 行政機関等との連携

### (行政機関等との連携)

第48条 「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議)4を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行う。

### (漏えい等の報告等)

第49条 本学は、取り扱う個人データの漏えい等その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして保護委員会規則で定めるものが生じたときは、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、本学が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

## 第8章 その他

### (苦情処理)

第50条 総括保護管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努め、その目的を達成するために必要な体制の整備を行う。

### (罰則)

第51条 本規則に基づき定められる規程等に違反した場合の罰則等は、本学学則及び本学が定める就業規則に則って行う。

### (雑則)

第52条 個人情報の取扱いに関し、この規則に定めのない事項については、総務委員会において審査又は意見を求めることができる。

2 本学の保有する個人情報に関し、この規則に定めのない事項については、学長が別に定める。

### 附 則

この規則は、令和4年8月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

### 附 則 (令4.9.29 規則第45号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

### 附 則 (令4.11.10 規則第58号)

この規則は、令和4年11月20日から施行する。

### 附 則 (令5.3.16 規則第13号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

### 附 則 (令6.12.9 規則第21号)

この規則は、令和6年12月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

### 附 則 (令7.1.16 規則第1号)

この規則は、令和7年1月16日から施行する。

個人情報ファイル簿

国立大学法人鹿屋体育大学

個人情報ファイルの名称			
行政機関等の名称			
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称			
個人情報ファイルの利用目的			
記録項目			
記録範囲			
記録情報の収集方法			
要配慮個人情報を含むか	<input type="checkbox"/> 含む	<input type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先	<input type="checkbox"/> 有 名称： 住所等：		<input type="checkbox"/> 無
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	名 称：国立大学法人鹿屋体育大学 所在地：鹿児島県鹿屋市白水町1番地		
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等			
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ----- 施行令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	<input type="checkbox"/> 該当 ----- 提案を受ける組織 名称： 所在地：		<input type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の概要			
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地			
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間			
備 考			